

平成 28 年度に特許庁が達成すべき目標について

我が国のイノベーションを推進していく上で、知的創造活動の成果の保護等をもって産業の発展に寄与することを目的とする知的財産制度は、ますます重要な役割を担っている。

我が国は、「『日本再興戦略』改訂 2015」に掲げられた「世界一イノベーティブな国」の実現に向けて、世界最速・最高品質の審査体制の実現や、地域中小企業の知財戦略強化など、イノベーションを促進する施策に積極的に取り組んでいるところ。それらを踏まえ、中央省庁等改革基本法第 16 条の規程に基づく特許庁の実施庁目標として、以下のとおり目標を設定したので、これを公表する。

1. 特許・実用新案

① 審査期間

平成 28 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 11 か月を切る。

平成 28 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 16 か月を切る。
(出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。)

② 審査の質

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会による評価及び改善提言(平成 28 年度早期に報告書取りまとめ予定。)を踏まえつつ、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議の充実など、審査の品質管理において取り組むべき具体的な事項を定めることにより、審査の品質管理システムを一層強化する。

2. 意匠

① 審査期間

平成 28 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 6.3 か月を切る。(国際意匠登録出願の場合を除く。)

平成 28 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 7.5 か月を切る。
(国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)

② 審査の質

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会による評価及び改善提言

(平成 28 年度早期に報告書取りまとめ予定。) を踏まえつつ、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議の充実など、審査の品質管理において取り組むべき具体的な事項を定めることにより、審査の品質管理システムを一層強化する。

3. 商標

① 審査期間

平成 28 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 4.9 か月を切る。(新しいタイプの商標の出願を除く。)

※ 併せて、出願人の多様なニーズに適切に応える柔軟な商標制度の運用を実現するため、早期審査の対象を拡大する等の運用改善を行う。

平成 28 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について、7.2 か月を切る。(新しいタイプの商標の出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)

② 審査の質

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会による評価及び改善提言(平成 28 年度早期に報告書取りまとめ予定。) を踏まえつつ、新たな審査基準等に基づく審査を着実に実施するための審査官協議の充実など、審査の品質管理において取り組むべき具体的な事項を定めることにより、審査の品質管理システムを一層強化する。

4. 審判

① 審理期間

特許拒絶査定不服審判の平均審理期間(前置審査に係る事件は、審理可能となつてからの期間)について、特許異議申立制度の導入による審理事件増の本格化に対応しつつ、平成 28 年度末に 12.6 か月を切る。

意匠拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成 28 年度末に 6.0 か月を切る。

商標拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成 28 年度末に 6.5 か月を切る。

② 審判事例の分析・公表

審判の機能強化を図る観点から、ユーザーや法曹を交え、重要な審決について 20 件以上分析を行い、その結果を公表し、審判実務に活かす。分析結果の概要については、英語翻訳文を公表する。

③ 審決等の英語翻訳文の公表

審判の情報発信を充実・強化する観点から、法解釈や運用の理解のために参考と

なると考えられる審決等の英語翻訳文を累積 160 件以上公表する。

5. 方式・システム・公報

① 出願書類の方式審査

オンライン出願書類の方式審査のうち、意匠・商標は受付から即日、特許は受付から 4 日で処理を行うとする。（不備のある場合で出願人に補正を求める場合等除く。）

※なお、特許については平成 29 年度に、情報システムの完成をもって受付から即日の処理となる見込み。

② 特許権等の移転登録

法令を遵守しつつ迅速な移転登録を実現するため、受付から登録原簿への登録までの期間を、全件 10 日以内とする。

③ 電子出願システムの安定稼働

電子出願を 24 時間 365 日安定的に受け付ける。（システムのメンテナンス時間を除く。）

④ 特許公報の発行

産業財産権の権利内容（技術範囲）を速やかに公示することを通じ、特許権の早期安定化等に資するため、特許公報を登録日から原則として3週間で発行する。

6. 中小企業支援・国際政策・国際協力

① 中小企業等の発明の保護・利用の促進

「中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする」（※ 2014年度は約13%）という政府目標の実現に向け、「普及」と「支援」の両面から、中小企業の知財意識を高める各種施策を講じる。具体的には、①47都道府県に設置された知財総合支援窓口におけるきめ細かな知財活用支援、②知財の権利化から侵害対策までの一気通貫の支援策を通じた海外展開支援、③金融機関が中小企業に対し適切に融資判断がなされることを推進する知財ビジネス評価書作成支援、④地域の出願人に対する出張面接審査や、制度未活用ユーザーに対するシンポジウム・セミナーにより意識啓発を図る「巡回特許庁」等の施策を積極的に講じる。

② 日本企業が海外でも産業財産権を活用しやすい環境の整備

①主要五庁（日・米・欧・中・韓）の枠組み等を通じた、審査制度・運用のルール形成の推進、②審査官派遣・研修等を通じた、途上国・新興国における知的財産保護水準向上の支援、③主要国の知的財産に関連する政策動向等の情報収集及び民

間への積極的な提供を通じ、日本企業が海外でも産業財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用できる環境の整備を推進する。